

写

4 消安第 1819 号

令和 4 年 8 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

(公 印 省 略)

獣医療法施行規則の一部改正について (通知)

令和 4 年 8 月 1 日付けで、別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和 4 年農林水産省令第 45 号) が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正趣旨及び改正内容は下記のとおりです。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方お願いします。

記

1 改正趣旨

- (1) 国際電気標準会議 (I E C) において、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の基準が令和 3 年 5 月に改正された。このことを踏まえ、当該基準との整合性を図るため、医療用エックス線装置基準 (平成 13 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 75 号) の改正が行われた。
- (2) これを受け、改正後の医療用エックス線装置基準を満たした手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置を診療施設において使用する場合に管理者が講じなければならない防護措置を規定するため、獣医療法施行規則 (平成 4 年農林水産省令第 44 号) を改正した。

2 改正内容

- (1) エックス線装置について講じなければならない防護措置として、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の漏れ放射線※を、装置表面に

において0.05ミリグレイ毎時以下とすることを追加(施行規則第8条第1項第1号)。

※漏れ放射線：放射線源の防護しゃへい物を通過する電離放射線

- (2) また、撮影用엑스線装置について講じなければならない防護措置として、口内法撮影用엑스線装置を手で保持して使用する場合には、利用線すい以外の엑스線から操作者を防護するための取り外すことのできないしゃへい体を備えることを追加(施行規則第8条第3項第3号)。

(以上)

○農林水産省令第四十五号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月一日

農林水産大臣 金子原二郎

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ニ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、公称管電圧七十キロボルトで〇・二五ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>(新設)</p> <p>ニ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第八条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。